

施術所開設届の書き方

あん摩マッサージ指圧師（はり師）（きゅう師） 施術所開設届出書

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

香川県 保健所長 殿

開設者 住 所 香川県○○市○○町○番○号
氏 名 香川 太郎
〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名〕
電話番号 ○○○○-○○-○○○○

あん摩マッサージ指圧師（はり師）（きゅう師） 施術所を開設したので、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第9条の2第1項前段の規定により届け出ます。

開設する業態に○を付ける
管轄保健所名を記載

【個人申請の場合】
申請者個人の住所、氏名を記載
身分証明書を準備
【法人申請の場合】
登記上の本社所在地、法人名称、
代表者の肩書・氏名 を記載

開設日から10日以内に届出

開 設 年 月 日	令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日		
名 称	① ○○施術所、○○施術院 等 ② ○○鍼灸治療院、○○鍼灸院、○○鍼灸治療所 等 ③ はり・きゅう○○ 等		
開 設 場 所	香川県○○市○○町○番○号		
業務に従事する施術者	氏 名	業 務 の 種 類	区 分
	香川 太郎	あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう	目が見える者 ・ 目が見えない者
	香川 花子	あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう	目が見える者 ・ 目が見えない者
		あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう	目が見える者 ・ 目が見えない者
構造設備の概要		面 積	外気開放面積
	専用の施術室	12.34 m ²	2.15 m ²
	待 合 室	12.15 m ²	
	器具、手指等の消毒設備	有 ・ 無	

以下の名称が認められる
①「施術所(院)」と表記
②施術業態に「治療院(所)」
「療院(所)」と並記
③業務の種類のみを記載
具体的には「あはき・柔整広告
ガイドライン」のとおり
(ガイドライン) → 

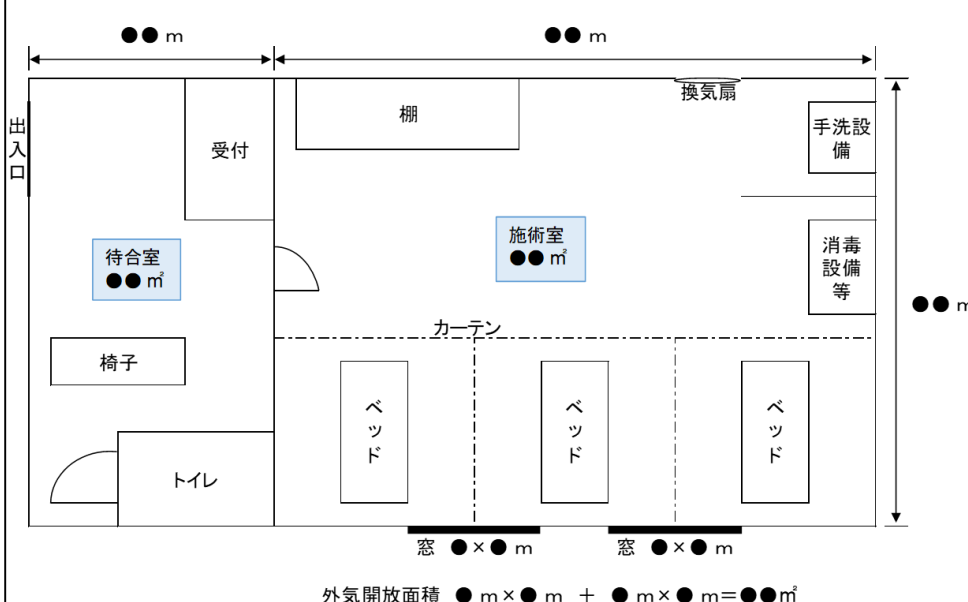
従事する施術者の氏名等を記載。
全員分の身分証明書と資格証を
準備

換気装置がない施術室では、
室面積の7分の1以上に相
当する部分を外気に開放し
得ることが必要

必ず設けること

※開設届の控えが必要な場合は、2部持参してください。

○施術所平面図(例)



※必要な書類

- ☐ 施術所開設届書
- ☐ 施術所の平面図
(左記の記載例を参考に作成)
- ☐ 施設周辺の見取図
- ☐ 開設者の身分証明書
(法人の場合を除く)
- ☐ 従事する施術者の身分証明書
- ☐ 従事する施術者の資格証
(免許証、免許証明書)

身分証明書として、運転免許証等の公的機関の発行する顔写真付きのものを御用意ください。

必要に応じて保健所で写しをとらせていただきます。

構造設備基準

施術所の構造設備基準が、あはき師法施行規則第25条により定められています。
開設にあたっては、下記の事項に適合するようお願いします。

- ・6.6平方メートル以上の専用の施術室を有すること。
(固定壁等により、他の部屋と区切ってください。)
- ・3.3平方メートル以上の待合室を有すること。
(あはきと柔整で待合室の共用は可能です。)
- ・施術室は、室面積の7分の1以上に相当する部分を外気に開放し得ること。
ただし、これに代わるべき適当な換気装置があるときはこの限りではない。
(ドアは開放面積に含まず、窓は全体の面積ではなく開放面積です。)
- ・施術に用いる器具、手指等の消毒設備を有すること。
- ・施術所が、住居・店舗等と構造上独立していること。(指導基準)
- ・利用者のプライバシーを配慮して、ベッド間にカーテン等を設置すること。(指導基準)

※1人施術の特例について

あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう(以下「あはき」という。)と柔道整復では、それぞれ専用の施術室を設けることが定められているため、1つの施術所で、あはき及び柔道整復を行っているのであれば、それぞれ専用の施術室を設ける必要があります。(それぞれの根拠法に基づく届出が必要です。)

ただし、施術所の従事者が1名のみであり、その従事者が双方の免許を有する場合は、施術所の共有を認めています。従事者が増えた場合は構造設備の変更が必要となります。

なお、カイロプラクティック、・整体等を行う場所とあはき又は柔道整復の施術所との共有は認められません。

衛生上必要な措置

施術所の衛生上必要な措置について、あはき師法施行規則第26条により、定められています。

- ・常に清潔に保つこと。
- ・採光、照明及び換気を十分にすること。

※鍼灸におけるAIDS感染等の防止について

はりや灸を業とする場合には、オートクレーブ・乾熱滅菌器等を設置してください。

ただし、使い捨て針を使用する場合を除きます。

また、施術に用いた針は、法令上、感染性廃棄物には該当しませんが、感染性廃棄物(鋭利物)に準じて処理することが必要ですので、御注意ください。

管轄保健所

施術所の所在地	届出先	住所	電話番号
さぬき市・東かがわ市・木田郡・香川郡	東讃保健所	さぬき市津田町津田930番地2	0879-29-8260
小豆郡	小豆保健所	小豆郡土庄町湊崎甲2079-5	0879-62-1373
丸亀市・坂出市・善通寺市・綾歌郡・仲多度郡	中讃保健所	丸亀市土器町東八丁目526	0877-24-9962
観音寺市・三豊市	西讃保健所	観音寺市坂本町七丁目3番18号	0875-25-2052

※高松市で開設する場合は、高松市保健所に相談するようお願いします。